

(表)

別表1(第7条・第9条・第11条・第12条の2・第14条・第19条・第22条・第24条・第26条・第26条の3・第27条関係)

算 定 基 準 表

(1)開設準備経費

番号	補助項目	補助対象経費	補助基準額	算定基準
1	備品整備費(遊具・絵本)	私立保育所の設置又は増床に必要な備品整備(遊具・絵本)に要する経費	次の単価に定員数(増床の場合は増加した定員数)を乗じて得た額 定員1人当たり単価 40,000円	補助基準額と実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の15を乗じて得た額を補助する。 ただし、自己所有物件を活用して私立保育所の設置又は増床をする場合は、本要綱以外で得た備品整備に係る補助金の額を控除する。
2	備品整備費(遊具・絵本以外)	私立保育所の設置又は増床に必要な備品整備(遊具・絵本以外)に要する経費	次の単価に定員数(増床の場合は増加した定員数)を乗じて得た額 定員1人当たり単価 60,000円	補助基準額と実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の15を乗じて得た額を補助する。 ただし、自己所有物件を活用して私立保育所の設置又は増床をする場合は、本要綱以外で得た備品整備に係る補助金の額を控除する。
3	非常通報装置(学校110番)整備費	非常通報装置(学校110番)の整備に要する経費	300,000円	補助基準額を上限として実支出額を補助する。

(2)運営費

番号	補助項目	補助対象経費	単価	算定基準	
1	一般保育所対策事業加算	保育事業の充実に要する経費	月額 別表2	単価×延べ入所児童数	
2	3歳以上児給食費加算	3歳以上児の主食給食に要する経費	月額 160円	単価×延べ入所児童数	
3	教材費加算	教材を購入する経費	月額 310円	単価×延べ入所児童数	
4	地域交流事業費加算	地域住民との交流の充実にを図るため、物品を購入する経費	年額 55,000円	単価を上限として実支出額を補助する。	
5	嘱託医手当加算	嘱託医手当の充実に要する経費	月額 36,930円	単価×雇用月数 零歳児保育補助対象外施設に補助する。	
6	非常通報装置保守・管理経費加算	非常通報装置(学校110番)の保守及び管理に要する経費	年額 33,000円	単価を上限として実支出額を補助する。	
7	バス借上費加算	園外で保育を行うためのバスの借上げに要する経費 当該年度の4月1日時点の利用児童数が40名以下の施設 2台まで 当該年度の4月1日時点の利用児童数が41名以上の施設 4台まで	1台当たり 90,000円	単価を上限として実支出額を補助する。	
8	歯科医師等手当加算	年2回の歯科健康診査を行うための歯科医師及び歯科衛生士の手当に要する経費 健診月の初日の入所児童数において35名につき1人(半日勤務)	1人(半日)当たり 歯科医師 30,580円 歯科衛生士 11,880円	単価×延べ人数	
9	牛乳購入費加算	入所児童に支給する牛乳の購入に要する経費	月額 別表13	単価×延べ入所児童数	
10	行事費加算	行事の際に入所児童に提供する記念品等の購入に要する経費	運動会 550円 クリスマス 1,100円 就学祝い 1,342円	運動会及びクリスマス 単価×実施月初日の入所児童数 就学祝い 単価×3月1日時点の入所児童のうち5歳児の人数 単価を上限として実支出額を補助する。	
11	副食費加算	ア 私立保育所 イ 認定こども園(幼稚園部分)	副食の提供のうち、その費用の徴収対象外となる入所児童に対して(区基準提供(国基準提供を除く。))に限る。)に要する経費	月額 4,500円 日額 225円	単価×(区基準提供の対象児童の延べ入所人数－国基準提供の対象児童の延べ入所人数) 単価×各月の給食実施日数(上限20日)×(区基準提供の対象児童の延べ入所人数－国基準提供の対象児童の延べ入所人数)(10円未満切捨て)
12	副食費徴収事務費加算	3歳以上児の副食給食費の徴収に要する事務費	月額 300円	単価×3歳以上児(区基準提供の対象児童を除く。)の延べ入所人数	
13	零歳児保健師等加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に常勤又は非常勤の保健師等を配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数	
14	零歳児調理員加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に調理員1名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数	
15	零歳児嘱託医手当加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設における嘱託医手当の充実に要する経費	月額 56,930円	単価×雇用月数	
16	零歳児無主任保育士専任加算(零歳児保育未実施保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設における主任保育士が主任業務に専任するための保育士増配置に要する経費	月額 告示別表第2に規定する主任保育士専任加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×延べ入所児童数	
17	零歳児無施設機能強化推進費加算(零歳児保育未実施保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設が総合的な防災対策を図るための取組に要する経費	年額 告示別表第2に規定する施設機能強化推進費加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×3月1日時点の入所児童数	
18	勤務環境改善促進保育士加算	定員60人以下の施設に保育士1名、定員61人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×保育士数×雇用月数	
19	勤務環境改善促進パート保育士加算	定員60人以下の施設にパート保育士1名、定員61人以上の施設にパート保育士2名を増配置するための経費	月額 104,460円	単価×パート保育士数×雇用月数	
20	勤務環境改善促進暖房費加算	11月から3月までの期間における施設に係る暖房の充実に要する経費	月額 10,000円	単価×月数	

(裏)

21	障害児加算 (障害児保育補助事業)	障害児の処遇向上を図るための経費	月額 177,200円	単価×延べ障害児数 単価を上限として実支出額を補助する。
22	産休等代替職員費加算	産休等代替職員として任用承認を受けた保育士(認定保育士を含む。)、保健師、看護師、調理員又は栄養士の雇用に要する経費	全日 7,890円 半日 3,945円	単価×延べ雇用日数 単価を上限として実支出額を補助する。
		産休等代替職員として任用承認を受けた事務職員又は用務員の雇用に要する経費	全日 6,280円 半日 3,140円	単価×延べ雇用日数 単価を上限として実支出額を補助する。
23	延長保育士加算	延長定員10人以下の施設に保育士1名、定員11以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額 別表12	単価×保育士数×雇用月数
24	延長保育事業費加算	延長保育児童の補食、保育材料、光熱費等に要する経費	月額 2,500円	(単価－延長保育料の平均額) ×延べ延長保育承諾児童数 単価を上限として実支出額を補助する。
25	延長暖房費加算	11月から3月までの期間における延長保育時間帯の暖房の充実に要する経費	月額 7,500円	単価×月数
26	保育所障害児受入促進事業	障害児を受け入れるために必要な設備の整備及び備品購入に要する経費	年額 1,000,000円	一事業当たり
27	医療的ケア児保健師等加算 (医療的ケア児保育補助事業)	医療的ケア児の保育を行う施設に医療的ケア児専任の保健師等を増配置するための経費	月額 443,000円	単価×延べ医療的ケア児数 単価を上限として実支出額を補助する。

- (注) 1 算出基礎となる児童数、職員数、施設数等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。この場合、児童数については、法第24条の規定に基づき本区が私立保育所において保育を行う児童を対象とし、職員数、施設数等については、区内に所在する私立保育所を対象として算定すること。
- 2 別表2の適用に当たり、定員区分、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に定める施設型給付費における処遇改善等加算の加算率の算定に当たっての職員1人当たりの平均経験年数(以下「平均経験年数」という。)、所長設置未設置の別及び入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、告示の算定方法に準じて算定すること。
- 3 「零歳児保育補助事業」の各補助項目のうち13の項から15の項までについては、13の項から15の項までの全てが実施された場合にのみ算定すること。ただし、保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)により、全ての調理業務を委託した場合には、13の項及び15の項のみ算定することができる。
- 4 「勤務環境改善促進事業」については、18の項の補助項目について実施された場合にのみ19の項及び20の項の実施に関し算定できるものであること。
- 5 「勤務環境改善促進事業」における18の項と「延長保育補助事業」における23の項の補助項目について、増配置した保育士を次に掲げる職員の順に計上する。
- (1) 配置基準(運営費負担金対象)職員
- (2) 「勤務環境改善促進事業」における18の項又は「延長保育補助事業」における23の項の職員
- なお、18の項の補助項目について定員61人以上の施設にあっては、保育士2名が充足されていない場合には「勤務環境改善促進事業」に係る全てについて算定の対象とならない。
- 6 告示第1条第55号に規定する高齢者等活躍促進加算の対象となる保育所においては、当該高齢者等活躍促進加算を別表1の補助対象経費として用いる場合には、当該補助項目の算定基準額から高齢者等活躍促進加算額を差し引いた額を算定基準額とする。
- 7 「医療的ケア児保育補助事業」については、13の項と兼ねて算定することはできない。